

（本号の目次）-----

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 令和 7 年(2025 年)5 月 20 日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 5 月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 5 月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

（掲載判例 INDEX）-----

\*「1.法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

（民事法）

【1】別居中の原告人(夫)が相手方(妻)に対し原告人とその子である未成年者が面会交流する時期・方法などにつき審判を求めた事案で、間接交流ではなく直接交流による面会交流の実施の可能性等の検討の必要性を指摘して原審判を取消して原審に差戻した事案(令和 5 年 11 月 30 日東京高裁)

参照条文等:民法 766 条、家事手続法 58 条

キーワード: 試行的面会交流 第三者機関による支援 審理不尽

【2】夫が別居中の妻に婚姻費用の分担を求めた事案で、両者の婚姻関係の軋轢の主な責任は夫にあること、妻が離婚請求訴訟を提起した後に夫が婚姻費用の分担を求めたことを挙げ、夫の請求は権利の濫用として却下されるべきであるとした事例(令和 6 年 11 月 19 日東京高裁)

参照条文等:民法 760 条・1 条 3 項

キーワード: 婚姻費用 権利の濫用 有責性

【3】Y 運営の施設を利用中の重度知的障害を有する A が施設外のため池で溺死し、A の親 X1X2 が Y 及び Y の職員らの過失を主張し損害賠償を請求した事案で、Y らの過失を認め、A の基礎収入額を全労働者の平均賃金の 5 割として X らの請求を一部認容した(令和 5 年 12 月 20 日山口地裁)

参照条文等:民法 415 条・709 条・715 条

キーワード: 重度知的障害 基礎収入額 損害賠償

【4】記事の掲載から長期間が経過し、公的な立場にあるわけでもない原告の社会的評価を低下させる意見又は論評を今後も長期にわたり掲載し続けることは公衆の正当な関心事として正当化し得ないとして当該記事を掲載したブログサービス提供者にその削除を命じた事例(令和 6 年 8 月 8 日名古屋地裁)

参照条文等:民法 2 条・198 条・199 条

キーワード: 公衆の正当な関心事 ブログサービス提供者 記事の削除

【5】A は B らのツイッター(当時)への投稿が A の死亡した子 D への敬愛追慕の情を侵害する等として B らに慰謝料等の連帯支払を求めた事案(第一事件)及び B らが A の訴えを違法として慰謝料の支払を求めた事案(第二事件)につき、いずれの請求も棄却した事例(令和 6 年 8 月 30 日大阪地裁)

参照条文等:民法 709 条

キーワード: ツイッター 慰謝料 投稿

【6】元暴力団員の就労先が警察庁策定の「暴力団離脱者の口座開設支援について」なる支援策に基づく対応に整理出来ないとして、同元暴力団員による、銀行口座開設の申込みを拒絶した銀行に対する不当な差別、人格権侵害を理由とする損害賠償請求が棄却された事例(令和 7 年 2 月 20 日水戸地裁)

参照条文等:民法 709 条、銀行法 1 条

キーワード: 元暴力団員 口座開設 人格権侵害

## (商事法)

【7】Y1 から売買契約により譲渡制限株式を譲り受けた Y2 が、Y1 と共に当該株式の発行会社(X1)に対して譲渡承認請求をし、これに対し X1 が Y1 に対し、Y1 が X1 の株主であることの確認訴訟を提起するなどし、請求が認容された事例(令和 6 年 7 月 12 日大阪高裁)

参照条文等: 弁護士法 72 条・73 条

キーワード: 譲渡制限株式 弁護士法 譲渡承認請求

## (知的財産)

【8】原告は第 41 類「展示会・セミナーの企画・運営又は開催」等を指定役務とし、「健康経営 EXPO」なる商標を商標登録出願したところ拒絶査定を受け、不服審判請求も特許庁が不成立の審決したため、その取消しを求めたところ原告の請求が棄却された事案(令和 7 年 4 月 23 日知財高裁)

参照条文等: 商標法 3 条 1 項 3 号

キーワード: 普通に用いられる方法で表示する標章 EXPO 識別力

【9】原告が使用商標「防災士」に基づき、「日本食育防災士」なる商標の商標権者である被告の商標登録を無効とする審判を請求し、特許庁が不成立の審判をしたのでその取消を求める訴訟を提起したところ、審決の判断には誤りがあるとされた事案(令和 7 年 4 月 24 日知財高裁)

参照条文等: 商標法 4 条 1 項 15 号

キーワード: 日本食育防災士 商標 無効審判請求 混同

【10】第 1 審原告が本件発明につき PCT 出願をした第 1 審被告等に対し、本件発明は職務発明であると主張して第 1 審原告が特許を受ける権利を有することの確認を求めた事案。確認の利益がないとして訴えを却下した原審の判断は相当として控訴を棄却(令和 7 年 4 月 24 日知財高裁)

参照条文等: 特許法 2 条 1 項・35 条

キーワード: PCT 出願 特許を受ける権利 即時確定の利益

【11】後発医薬品製造販売業者 X が厚生労働大臣に対し医薬品の製造販売の承認申請したことに対し先発医薬品の特許権を有する法人 Y がパテントリンケージに基づき特許権を侵害する旨の告知をしたことについて、不正競争に当たらないとし差止仮処分申立を却下した事例(令和 6 年 10 月 28 日東京地裁)

参照条文: 不正競争防止法 2 条 1 項 21 号

キーワード: パテントリンケージ 特許権侵害の告知 不正競争該当性

【12】特許協力条約に基づき国際出願をした原告が、「本件国際特許出願に係る出願審査の請求は翻訳文が提出される前に行われた不適法な手続である」として手続を却下する処分を受けたため、その取消しを求めたが、訴えが不適法であるとして却下された事案(令和 7 年 4 月 18 日東京地裁)

参照条文等: 特許法 48 条の 3・184 条の 4・184 条の 17

キーワード: 特許の国際出願 翻訳文提出前 出願審査請求

## (民事手続)

【13】Z において作業中の A が石綿粉じんにはく露し死亡したとする A の相続人 X らが、A が Z の労働者と同様の立場で作業に従事していたか、作業中に石綿粉じんにはく露したかを立証するため労働基準監督署が作成・所持する文書の提出を求め、提出義務を認めた事例(令和 5 年 9 月 27 日大阪地裁)

参照条文等: 民事訴訟法 220 条 4 号ロ

キーワード: 石綿粉じん はく露 安全配慮義務違反 文書提出命令

**(刑事法)**

【14】刑務所長が X に対し自弁物品の直接購入及び書籍及び雑誌類の差入冊数を制限したため X が違法な制限だとして慰謝料等の支払を求めた事案。原審は刑務所長の制限を適法としたが、本判決はいずれの制限にも合理性はなく違法であったとして X の請求を一部認容(令和 6 年 2 月 15 日東京高裁)

参照条文等: 国家賠償法 1 条 1 項、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 51 条、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則 21 条 1 号ロ・同 2 号

キーワード: 自弁物品 直接購入 差入冊数の制限 国家賠償請求

**(公法)**

【15】拘置所に未決勾留者として収容されていた者(本件患者)の相続人らが、本件患者が進行胃癌で死亡したことにつき拘置所職員である医師に治療義務違反、転医義務違反、説明義務違反があったと主張して損害賠償請求をしたが、遺族等の請求が棄却された事例(令和 6 年 11 月 6 日東京高裁)

参照条文等: 国家賠償法 1 条 1 項

キーワード: 被収容者 進行胃癌 拘置所の医師 説明義務

## 1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

(民事法)

### 【1】東京高決令和 5 年 11 月 30 日 判例時報 2617 号 9 頁

#### 令和 4 年(ラ)第 1282 号 面会交流審判に対する抗告事件 取消・差戻

本件は、平成 31 年に婚姻し、令和 2 年に未成年者をもうけ、その後、別居した夫婦間において、抗告人(夫)が相手方(妻)に対し、抗告人と未成年者が面会交流する時期・方法などにつき審判を求めた事案であり、原審は、間接交流とするのを相当とした。

本決定は、抗告人は、第三者機関より支援が可能である旨回答を得ており、未成年者の人見知りの傾向等も成長に伴い自然と収まると考えられること、相手方に監護補助者がいることなどから、相手方には、抗告人と未成年者が第三者機関を利用して直接の面会交流をすることに協力することが直ちに困難であると断じるに足りるだけの客観的かつ具体的な事情があると認められないとし、未成年者において、相手方と離れて直接の面会交流を行うことができるかについて慎重に判断する必要があるとして、抗告人と未成年者との試行的面会交流の実施を積極的に検討し、その結果を踏まえて直接交流の可否等を検討して定める必要があることを指摘して、原審には審理不尽があるとして、原審判を取り消して、原審に差し戻す旨の決定をした。

参照条文等:民法 766 条、家事手続法 58 条

### 【2】東京高決令和 6 年 11 月 19 日 判例タイムズ 1530 号 105 頁

#### 令和 6 年(ラ)第 2455 号 婚姻費用分担申立却下審判に対する抗告事件(抗告棄却、確定)

夫が別居中の妻に対し、婚姻費用の分担を求めた事案において、本決定は、当事者間の婚姻関係の主な責任は夫にあることに加え、夫が別居前相当期間妻に生活費を交付せず、同居中の夫婦共同生活に必要な費用の大部分は妻が負担していたこと、別居後も妻が妻及び子らの生活費のほか、夫が居住するマンションの住宅ローンを負担し、夫が住宅関係費を負担していないこと、妻が離婚請求訴訟を提起した後に夫が婚姻費用の分担を求めたことを挙げて、夫の婚姻費用分担請求は、権利の濫用として却下されるべきであるとして、夫による抗告を却下した。

参照条文等:民法 760 条・1 条 3 項

### 【3】山口地判令和 5 年 12 月 20 日 判例時報 2617 号 47 頁

#### 令和 4 年(ワ)第 39 号 損害賠償請求事件 一部認容、一部棄却(確定)

本件は、Y が運営する施設を利用中の X1X2 の子であり重度知的障害を有する A(当時 7 歳)が、本件施設を出て外のため池で溺死する事故が発生したことについて、X らが Y に対し、本件事故は、Y の安全配慮義務違反並びに Y の職員ら及び Y の過失によるものであると主張して、債務不履行及び不法行為に基づき、相続分に応じ、それぞれ損害金 3528 万円余りの支払を求めた事案である。

本判決は、本件建物は、改装工事により、Y 占有部分以外の部屋につき、施錠されていない可能性があったこと等が認められ、Y の職員らはこれらを認識し又は認識し得たといえ、A の特性も踏まえれば、Y の職員らには予見可能性があったとして、Y の過失を認め、A の基礎収入額について、A が障害のない児童に比べて、能力面で相当に後れを取っていたことは否定できないが、将来、A が自身の長所を活かした稼働能力を発揮する蓋然性が認められるとして、全労働者の平均賃金の 5 割に相当する 244 万 6550 円とし、X らの請求を一部認容した。

参照条文等:民法 415 条・709 条・715 条

**【4】名古屋地判令和 6 年 8 月 8 日 判例タイムズ 1530 号 223 頁**

令和 5 年(ワ)第 3732 号 削除請求事件(認容、確定)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/405/093405\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/405/093405_hanrei.pdf)

原告が被告の提供するブログサービスを利用したブログに、原告の名誉権及びプライバシーを侵害する記事が掲載されたと主張して、被告に対し、人格権(名誉権及びプライバシー)に基づき、当該記事の削除を求めた事案。

本判決は、当該記事は、原告の社会的評価を低下させるものであるとしつつ、公共の利害に関する事項にあたるもので、公正な論評にあたるものであったとしたが、当該記事の掲載から 11 年以上が経過した口頭弁論終結日の時点においては、公的な立場にあるわけでもない原告の社会的評価を低下させる意見又は論評である本件記事を今後も長期にわたり掲載し続けることを正当化するに十分な程度に公衆の正当な関心事であるとはいえず、もはや公共の利害に関する事項にかかるものとはいえないことが明白であるとして、原告の削除請求が認容された。

参照条文等:民法 2 条・198 条・199 条

**【5】大阪地判令和 6 年 8 月 30 日 判例タイムズ 1530 号 213 頁**

令和 3 年(ワ)第 11104 号 損害賠償請求事件(第一事件)、令和 5 年(ワ)第 323 号 損害賠償請求事件(第二事件)(請求棄却(第一事件、第二事件)、確定)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/396/093396\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/396/093396_hanrei.pdf)

A が、ツイッター(当時)のウェブサイトにて B が投稿した内容が、A の死亡した子 D に対する敬愛追慕の情を侵害するものであるなどと主張して、B に対し、慰謝料等の連帯支払を求めた事案(第一事件)と、これに対し、B が、A が C を訴訟代理人として行った第一事件の訴えの提起等が違法な行為であると主張して、A 及び C に対し、慰謝料等の連帯支払を求めた事案(第二事件)について、本判決は、第一事件については、A が入手した D のツイートにその死を揶揄する内容の返信が投稿されたような外観の画像が、B らとつながりのあるアカウントから投稿された証拠として提出され、それは D のツイートへの返信投稿のような外観を有するが、捏造されたものである可能性を否定できないなどとして、A の請求を棄却し、第二事件について、A 及び C が、B が本件返信を投稿して D を誹謗中傷した事実がないことを知り、又は、通常であれば容易に知り得たといえるのにあえて訴えを提起したとはいえず、ほかに、第一事件の訴えの提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くというべき事情も認められないとして、B らの請求についても棄却した。

参照条文等:民法 709 条

**【6】水戸地判令和 7 年 2 月 20 日 金法 2256 号 54 頁**

令和 5 年(ワ)第 228 号 損害賠償請求事件(請求棄却)

本件は、X が Y 銀行に対して普通預金口座の開設の申込みを 2 回にわたってしたところ、いずれも拒絶されたことから、これら口座開設の拒絶は X が過去に暴力団員であったことを理由にされたものであり、X を不当に差別し、人格権を侵害するものであると主張して、民法 709 条に基づき慰謝料について損害賠償請求をする事案である。

本判決は、X による 1 回目の口座開設申込みは、Y において、X から提出された情報と、Y が行内で登録している氏名、住所及び生年月日等の信用情報とを照合したところ、X が指定暴力団の構成員で複数回の逮捕履歴を有する者であると判断し、拒絶されたものであること、2 回目の口座開設申込みは、県警から X が暴力団から離脱していることの回答を得た上で、警察庁策定の「暴力団離脱者の口座開設支援につい

て」という支援策に基づく対応として XY 双方代理人間で交渉が行われたが、X の就労先は、上記支援策の協賛企業ではなく、また、労働者派遣法に違反している可能性が払拭できず、X の中長期的な雇用の安定性や Y への定期的な報告・情報連携の実現可能性及びコンプライアンス上の観点から、Y において上記支援策に基づく対応と整理することができないと判断して拒絶されたものであることを認定し、これら口座開設の拒絶は、いずれも X が過去に暴力団員であったことを理由にされたものではなく、X を不当に差別し、人格権を侵害するものではないと判断し、X の請求を棄却した。

参照条文等:民法 709 条、銀行法 1 条

(商事法)

【7】大阪高判令和 6 年 7 月 12 日 判例タイムズ 1530 号 86 頁

令和 6 年(ネ)第 149 号 株主権確認等請求控訴事件(取消自判、上告、上告受理申立)

Y1 から売買契約により譲渡制限株式を譲り受けた Y2 が、Y1 と共に当該株式の発行会社(X1)に対して譲渡承認請求をし、これに対し X1 が Y1 に対し、Y1 が X1 の株主であることの確認訴訟を提起するなどした事案。

本判決は、Y2 は、譲り受ける株式について、株主たる地位を取得するのではなく、その適正価格と Y2 の経営判断により算定された価格との差額を事業利益とすることを主な目的とし、主に発行会社側と売買価格の協議が整わない株主からこれを譲り受け、その譲り受けの 9 割で株主たる地位を取得せず、上記差額に相当する巨額の事業利益を上げ、これを個人投資家に高利回りで還元する事業と認められ、Y2 は発行会社を買取者として指定した X2 との間で協議が整わなかった Y1 から、X2 の提示価格の 2 倍を超えるものの、適正価格の 3 分の 1 程度にとどまる価格をもって、その乖離を認識しつつそれを告げずに本件売買契約を締結して事業利益を得ようとしており、X1 が承認を差し控えることを企図する事業活動を行っていることも疑われることから、本件売買契約の締結は本件株式の売買価格に関する紛議を助長するもので、また、会社法 144 条に基づく売買価格決定手続の公正かつ円滑な営みが妨げられるから、弁護士法 72 条規定の潜脱行為にあたり、国民の法律生活上の利益に対する弊害が生ずるおそれがないとはいえず、社会経済に正当な業務の範囲内にあるとは認められないから弁護士法 73 条に違反して無効と判断され、X1 の請求が認容された。

参照条文等:弁護士法 72 条・73 条

(知的財産)

【8】知財高判令和 7 年 4 月 23 日 裁判所 HP

令和 6 年(行ケ)第 10098 号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟 (棄却)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/069/094069\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/069/094069_hanrei.pdf)

原告は、「健康経営 EXPO」の文字を標準文字で表してなる商標(本願商標)につき、第 41 類「展示会・セミナーの企画・運営又は開催」等を指定役務として、商標登録出願をしたところ、拒絶査定を受けたため、拒絶査定不服審判を請求したが、特許庁が不成立の審決(本件審決)をしたので、原告が本件審決の取消しを求めた事案。

「EXPO」の語は、「万国博覧会」や「展示会」を意味する英単語であり、これをカタカナ読みした「エキスポ」も同様の意味を有する語として日本語の辞書にも掲載されている。また、事業者が企画、出展、参加等する展示会やセミナーの分野等においては、「健康経営」を主題とする展示会やセミナー等が、広く開催されている実情がある。このような実情を踏まえると、本願商標である「健康経営 EXPO」は、「健康経営(企業で働く人たちの健康の維持、増進と組織の健全性を高める経営の手法)を主題とする展示会やセミナー等のイベント」といった意味合いを容易に認識、理解させるものといえる。そうすると、本願商標は、その指定

役務との関係で、展示会やセミナーといった役務の質(内容)を表示記述するものであり、本願商標が指定役務に使用された場合に、その取引者、需要者によって、将来を含め、役務の質(内容)を表示したものと一般に認識されるものであるといえる。そして、本願商標は、「健康経営 EXPO」の文字を標準文字で書けるものであり、特段識別力を獲得するための他の要素が加えられていない。

以上を総合すると、本願商標は、その指定役務につき、役務の質(内容)を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標であると認められるから、商標法 3 条 1 項 3 号に該当し、本件審決の判断に誤りはないとして原告の請求は棄却された。

参照条文等:商標法 3 条 1 項 3 号

#### 【9】知財高判令和 7 年 4 月 24 日 裁判所 HP

令和 6 年(行ケ)第 10095 号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟 (認容)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/048/094048\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/048/094048_hanrei.pdf)

原告は、防災に関する民間資格である「防災士」(引用使用商標)の資格の認証、「防災士」の資質向上を図る事業や防災に関する啓蒙活動等を行うことを目的とし、防災に関するさまざまな活動を行っている。被告は、「日本食育防災士」を標準文字で書けるなり、第 41 類「知識の教授」等を指定役務とする商標(本件商標)の商標権者である。

原告が、使用商標「防災士」に基づいて、本件商標「日本食育防災士」の商標登録を無効にすることについて審判を請求したところ、特許庁が不成立の審決をしたので、原告が本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した。

本件商標「日本食育防災士」の指定役務の需要者には、防災又は防災に関する資格について関心を有する者が含まれており、このような需要者の間においては引用使用商標「防災士」は周知であると認められる。

また、原告は、防災に関するさまざまな活動を行っていることが認められる。そして、防災と食に関連するテーマは、「防災士」が講師として参加する防災に関する啓蒙活動等において繰り返し取り上げられている。このことは、「防災」と「食」とが密接に関連しており、防災に関係する食の問題が原告の業務に係る役務(防災士の育成及び活用、防災等を目的とする団体・個人との連携、講演会・シンポジウム等の啓蒙活動等)の対象分野の一つであることを示すものである。そうすると、本件商標の指定役務と原告の業務に係る役務との間の性質、用途又は目的における関連性の程度は、高いというべきである。

また、本件商標の指定役務の需要者と本件使用商標に係る原告の業務の需要者は、いずれも防災又は防災に関する資格に関心を有する者が含まれるから、需要者の共通性が認められる。

これらの事情を総合すると、本件商標をその指定役務に使用するときは、その需要者の普通に払われる注意力を基準としても、その役務が原告の「防災士」と何らかの関係を有する防災関係の資格であって、原告又は原告が認めた関係機関が運営・管理するものの業務に係る役務であるとの混同(広義の混同)を生ずるおそれがあるといえることができる。

したがって、本件商標は商標法 4 条 1 項 15 号に該当するとして、本件審決の判断には誤りがある。

参照条文等:商標法 4 条 1 項 15 号

#### 【10】知財高判令和 7 年 4 月 24 日 裁判所 HP

令和 6 年(ネ)第 10029 号 特許を受ける権利の確認請求控訴事件 特許権 民事訴訟(棄却)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/055/094055\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/055/094055_hanrei.pdf)

第 1 審原告が、本件発明について PCT 出願をした第 1 審被告等に対し、本件発明は職務発明であると主張して第 1 審原告が特許を受ける権利を有することの確認を求めた事案であって、請求に係る訴えは確

認の利益がないとして却下した原審を不服として控訴したが、原審の判断は結論において相当であるとして第 1 審原告の控訴を棄却した事案。

(1) 第 1 審原告は、本件発明について、特許協力条約の締約国の全てにおいて特許を受ける権利を有することの確認を求めているものである。そして、第 1 審原告は、本件訴訟において特許を受ける権利の確認判決を得た後、当審口頭弁論終結時において 158 か国存在する、特許協力条約の締約国の中から現実に特許を取得したい国や地域を選択して、新たな出願又は権利の回復の手続を求めていくとしている。

しかしながら、特許権に関する属地主義の原則に照らし、特許を受ける権利が諸外国においてどのように取り扱われ、どのような効力を有するかについては、当該特許を受ける権利に基づいて特許権が登録される国の法律によって決せられると解されるところ、当該発明につき、いかなる外国においても新たな出願又は国内移行等がされておらず、その具体的な予定も明らかにされていない現時点において、当該発明につき特許を受ける権利を確認することについて、紛争の成熟性を認めることはできない。

(2) 第 1 審原告は、当審において、原審で確認を求めていた PCT 出願に関し、予備的請求として、欧州特許を受ける権利を有することの確認を求める請求を追加した。そして、第 1 審原告は、欧州特許を受ける権利は、原審において、訴えの利益に関する典型例として争点となっており、当事者双方が攻撃防御を尽くした内容である旨主張する。

しかしながら、特許協力条約の締約国の全てにおいて特許を受ける権利を有することの確認請求と、欧州特許を受ける権利を有することの確認請求とでは、第 1 審被告らの反論すべき範囲も全く異なり、また、第 1 審被告らは、原審において、欧州特許を受ける権利と「PCT 出願に係る特許を受ける権利」は異なる旨主張しているところであって、欧州特許を受ける権利に関し、原審において、当事者双方が攻撃防御を尽くしたとは到底いえない。そうであるとする、第 1 審原告が追加した予備的請求について、当審において審理するためには、相当長期間を要することが見込まれるから、第 1 審原告による上記の訴えの変更は、これにより訴訟手続を著しく遅滞させることとなるものと認められる。

(3) 以上によれば、PCT 出願に関する主位的請求に係る訴えは、即時確定の利益を欠くことにより、確認の利益を欠くというべきである。また、第 1 審原告が当審でした予備的請求を追加する訴えの変更は、民訴法 143 条 1 項ただし書に該当するから、同条 4 項により、これを許さない。

参照条文等:特許法 2 条 1 項・35 条

【11】東京地決令和 6 年 10 月 28 日 判例時報 2618 号 107 頁

令和 6 年(三)第 30029 号 不正競争防止法違反に基づく差止仮処分申立事件(却下)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/519/093519\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/519/093519_hanrei.pdf)

後発医薬品製造販売業者である X(債権者)が厚生労働大臣に対して医薬品の製造販売の承認申請を行ったことにつき、先発医薬品の特許権を有する法人 Y(債務者)が、厚生労働省及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構に対し、X が後発医薬品を製造販売する行為が Y の特許権を侵害する旨の告知(本件告知)を行った。これに対し、X が、本件告知は不正競争防止法 2 条 1 項 21 号所定の不正競争に該当し、これによって X の営業上の利益が侵害されるおそれがあると主張して、同法 3 条 1 項に基づく差止請求権を被保全権利として、Y が厚労省らに対して特許権を侵害する旨を告知する行為の差止めの仮処分申立をし、本件告知の違法性が争点となった事案。

裁判所は、先発医薬品に係る特許権者等がパテントリンケージ(薬事当局における後発医薬品の販売承認に当たり、先発医薬品に係る特許権侵害の有無を確認し、先発医薬品と後発医薬品との競争を調整する仕組み)において先発医薬品に係る特許と後発医薬品との特許抵触がある旨の虚偽の回答をする行為は、パテントリンケージの趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くものと認められる特段の事情がある場合には、競争関係にある後発医薬品の製造販売承認を申請する者の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知

するものとして、不正競争防止法 2 条 1 項 21 号に掲げる不正競争に該当すると解するのが相当と判示した上で、具体的な事案については、Y の見解に基づく主張も特許権侵害の主張として一応成り立ち得て、これを直ちに排斥する最高裁判例が未だ形成されていないことに鑑み、専門的知見も踏まえた審理を尽くしていない段階において直ちに主張自体失当とまで言えない、同種事例における裁判規範が示されておらず、Y が厚労省らに対して自己の見解として本件告知をしたのはやむを得ない側面があったともいえる等と判示し、諸事情総合考慮し、本件告知がパテントリンケージの趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くものということはできないとして、不正競争該当性を否定し、X の申立を却下した。

参照条文等:不正競争防止法 2 条 1 項 21 号

## 【12】東京地判令和 7 年 4 月 18 日 裁判所 HP

令和 6 年(行ウ)第 5001 号 処分取消請求事件 特許権 行政訴訟(棄却)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/034/094034\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/034/094034_hanrei.pdf)

特許協力条約に基づき国際出願をした原告が、「本件国際特許出願に係る出願審査の請求は翻訳文が提出される前に行われた不適法な手続である」として手続を却下する処分を受けたため、その取消しを求めたが、訴えが不適法であるとして却下された事案。

(1) 特許法は、外国語特許出願の出願人は、国内書面提出期間以内に、同法 184 条の 4 第 1 項の規定する翻訳文を、特許庁長官に提出しなければならないとした上で(同項本文)、上記翻訳文の提出等の手続をした後でなければ、国際特許出願についての出願審査の請求をすることができないと規定している(同法 184 条の 17)。

出願審査の請求手続を不適法として却下する処分が取り消された場合には、改めて当初の出願審査の請求自体に対する審査を行うべきことになるから、出願審査の請求がなかったときについての救済規定(同法 48 条の 3 第 5 項)の適用の余地はなく、そのほかにも、特許法において、出願審査の請求の際に、同法 184 条の 4 第 1 項の規定する翻訳文の提出が行われていない場合の救済規定は設けられていない。

このことからすれば、特許法は、外国語特許出願についての出願審査の請求を行う前に、所定の翻訳文を特許庁長官に提出することをもって同出願審査の請求に係る手続要件とするものであり、この先後関係の瑕疵については治癒を許さない性質のものであると解することができる。また、上記のような先後関係を要件とすることが特許法の規定上明らかであることに加え、実質的にも、外国語特許出願の出願人が、出願審査の請求をする前に、翻訳文を特許庁長官に提出することに特段の支障があることは考え難く、上記要件の充足を求めることが出願人に酷ということとはできない。

そうすると、外国語特許出願についての出願審査の請求を行う前に、同法 184 条の 4 第 1 項の規定する翻訳文を特許庁長官に提出していない場合には、同法 184 条の 17 所定の要件についての瑕疵が治癒される余地はなく、仮に出願審査の請求に係る手続を不適法として却下する処分が取り消されたとしても、同出願審査の請求に係る手続は不適法として却下を免れず、本件処分を取り消す実益はないといわざるを得ないから、処分を取り消すべき法律上の利益はないというべきである。

(2) これを本件についてみると、本件出願審査請求よりも前に、特許法 184 条の 4 第 1 項の規定する翻訳文が提出されていないことは当事者間に争いがなく、仮に本件出願審査請求に係る手続を不適法として却下する処分を取り消したとしても、本件出願審査請求に係る手続が同法 184 条の 17 に違反するものであることは明らかであり、却下を免れない。そうすると、このような本件における事情の下においては、本件処分を取り消す実益はないといわざるを得ない。

したがって、原告にはもはや本件処分の取消しを求める訴えの利益は存しない。

参照条文等:特許法 48 条の 3・184 条の 4・184 条の 17

(民事手続)

【13】大阪地決定令和 5 年 9 月 27 日 判例時報 2617 号 41 頁

令和 4 年(モ)第 1292 号 文書提出命令の申立て事件 一部認容、一部却下(確定)

本件の基本事件は、A の相続人 X らが、基本事件被告 Z に対し、A が Z において作業中、石綿粉じんにはく露したことにより石綿関連疾患に罹患して死亡したとして安全配慮義務違反に基づく損害賠償を求めた事案であり、基本事件の争点は、A が Z の労働者と同様の立場で作業に従事していたか、作業中に石綿粉じんにはく露したかであるが、本件は、X らが、A が Z から作業につき指揮命令を受けていた事実等の事実を立証するため、労働基準監督署が作成し、所持する文書(聴取書、電話聴取書、給付調査復命書)について文書提出命令の申立てをした事案である。

本決定は、本件対象文書が「公務員の職務上の秘密に関する文書」に当たるとした上で、給付調査復命書のうち関係者からの聴取内容が引用された部分等について「その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある」とはいえないとして、その限度で提出義務を認めた。

参照条文等:民事訴訟法 220 条 4 号ロ

(刑事法)

【14】東京高判令和 6 年 2 月 15 日 判例時報 2618 号 84 頁

令和 5 年(ネ)第 2274 号 損害賠償等請求控訴事件(変更・請求一部認容(確定))

刑務所長が、(1)被収容者 X による自弁物品の直接購入(指定事業者以外の事業者からの物品購入)を制限したこと、(2)A(受刑者に対して受刑中及び社会復帰後の生活支援を行う特定非営利活動法人)やその会員らから X に対する書籍及び雑誌類の差入冊数について、「差入人 1 人当たり 1 日 1 回まで、1 回につき 3 冊以内」であった従前の取扱いを変更して、「差入人 1 人当たり 1 月 1 回まで、1 回につき 3 冊以内」としたことにつき、X が、違法な制限だと主張して、国に対し国家賠償法 1 条 1 項に基づき慰謝料等の支払を求めた事案。

原審(宇都宮地裁栃木支部判令和 5 年 3 月 29 日・判例時報 2618 号 92 頁掲載)は、刑務所長がその裁量の範囲内において行使した必要かつ相当な制限として適法なものであった等と判示し、X の請求をいずれも棄却した。

控訴審は、(1)約 6 か月後には従前の取扱いに戻していること、制限を設けた前後で刑務所の体制や事務負担量等に格別の変化があったと認めるに足りる的確な証拠がないこと等から直接購入制限につき合理的な理由を認めることは困難、(2)変更後の差入書籍冊数等の制限を定めた刑務所は他になく、当該刑務所の管理運営に関する特段の事情が生じていたことを認めるに足りる的確な証拠もないこと、被収容者が書籍等を閲覧する意義に鑑みれば従前の取扱いに比して格段に厳格な制限を設けることの合理性・相当性は認め難いこと等から、制限を設けたことにつき合理的な理由はなく、刑務所長が漫然と違法な制限を設けたといわざるを得ない、と各判示して、国家賠償法 1 条 1 項における「違法」の評価を免れないとし、原判決を変更し、X の請求を一部認容した。

参照条文等:国家賠償法 1 条 1 項、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 51 条、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則 21 条 1 号ロ・同 2 号

(公法)

【15】東京高判令和 6 年 11 月 6 日 判例タイムズ 1530 号 81 頁

令和 6 年(ネ)第 1841 号 国家賠償請求控訴事件(控訴棄却、確定)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/566/093566\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/566/093566_hanrei.pdf)

拘置所に未決勾留者として収容されていた者(本件患者)の相続人らが、本件患者が進行胃癌で死亡し

たことについて、拘置所の職員である医師には、治療義務違反、転医義務違反、説明義務違反の各注意義務違反があったなどと主張して、本件患者の遺族が国家賠償法 1 条 1 項に基づく損害賠償請求をした事案。

本判決は、拘置所の医師に転医先や転医時期等の転医に関する説明義務違反が認められるかの点について、拘置所の医師は、本件患者に対し、本件患者がおそらく癌に罹患しており、治療が必要な状態であること、現在外部病院に相談中であることなどの説明をしているところ、かかる説明は、本件患者が自身の病状や拘置所の医療施設では行うことのできない治療のために外部病院で治療を受けることになることを理解するのに必要な説明であり、外部病院への押送中の身柄奪取等のおそれを考慮すると、拘置所の医師に本件外部病院の具体的な名称やその転医の時期を説明すべき義務があるとまでは認めることができないとして、拘置所の医師に説明義務を認めず、その他の義務違反も認めず、遺族による控訴が棄却された。

参照条文等:国家賠償法 1 条 1 項

(紹介済み判例)

最二判令和 5 年 12 月 15 日 判例時報 2618 号 32 頁

令和 4 年(行ツ)第 275 号 年金減額改定決定取消、年金減額改定決定取消等請求事件(上告棄却)

→法務速報 272 号 13 番で紹介済み

最一判令和 6 年 6 月 24 日 判例時報 2618 号 74 頁

令和 4 年(受)第 1744 号 賃料減額等請求事件(破棄差戻)

→法務速報 279 号 2 番で紹介済み

最一決令和 6 年 7 月 8 日 判例時報 2617 号 63 頁

令和 4 年(マ)第 246 号 閲覧等制限の申立て事件 却下

→法務速報 280 号 12 番で紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/177/093177\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/177/093177_hanrei.pdf)

東京地判令和 6 年 7 月 8 日 判例タイムズ 1530 号 236 頁

令和 5 年(ワ)第 70654 号 不正競争行為差止等請求事件(請求棄却、確定)

→法務速報 279 号 26 番にて紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/208/093208\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/208/093208_hanrei.pdf)

最二判令和 6 年 9 月 13 日 判例時報 2618 号 5 頁

令和 4 年(行ヒ)第 352 号・第 353 号 退職共済年金及び老齢厚生年金減額処分無効確認乃至取消等請求事件(破棄自判)

→法務速報 281 号 17 番で紹介済み

名古屋高決令和 6 年 10 月 23 日 判例タイムズ 1530 号 112 頁

令和 4 年(お)第 2 号 再審請求事件(再審開始決定、確定)

→法務速報 287 号 21 番にて紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/827/093827\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/827/093827_hanrei.pdf)

## 2. 令和7年(2025年)5月20日までに成立した、もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号

法律名及び概要

### ・衆法 217 28

国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律

・・・重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律附則第10条の規定に基づく検討を踏まえ、国会において重要経済安保情報の提出を受ける際の手続その他国会における重要経済安保情報の保護措置を定めた法律。

### ・閣法 217 4

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律

・・・重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止のための基本的な方針の策定、特別社会基盤事業者による特定侵害事象等の報告の制度、重要電子計算機に対する国外通信特定不正行為による被害の防止のための通信情報の取得等について定めた法律。

### ・閣法 217 5

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

・・・重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴い、重大な危害を防止するための一定の警察官又は自衛官による電子計算機の動作に係る措置に関する規定の整備、サイバーセキュリティ基本法その他の関係法律について所要の規定の整備等を定めた法律。

### ・閣法 217 11

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律

・・・指定高速情報処理用半導体の生産を安定的に行うために必要な取組及び高度な情報処理の性能を有する設備の導入に対する支援措置、先端的な半導体の安定的な生産の確保等の施策に係る措置に必要な財源を確保するための措置等を定めた法律。

### ・閣法 217 15

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律

・・・医薬品品質保証責任者及び医薬品安全管理責任者の設置の義務付け、後発医薬品の安定的な供給体制の構築の支援、特定医薬品供給体制管理責任者の設置の義務付け、革新的な新薬の研究開発の支援、希少・重篤な疾患に対する医薬品等に係る条件付き承認の見直し等の措置を講ずることを定めた法律。

### ・閣法 217 19

電波法及び放送法の一部を改正する法律

・・・特定高周波数無線局を開設することのできる者を価額競争により選定する制度の創設、無線局の免許状等及び基幹放送事業者の認定証のデジタル化、電波利用料制度の見直し等の措置を講ずることを定めた法律。

・閣法 217 24

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律

・・・株式会社日本政策投資銀行による特定投資業務について、その資金供給の対象となる事業者等の決定の期限等を延長することを定めた法律。

・閣法 217 25

特別会計に関する法律の一部を改正する法律

・・・一般会計から投資勘定への繰入対象経費を危機対応円滑化業務等に係る株式会社日本政策金融公庫等に対する出資の払込金に要する経費に限定すること、投資勘定において投資財源資金への繰入れ並びに出資の払込金及び貸付金の財源に充てるために必要な経費の借入れを可能とするための規定等の整備を定めた法律。

・閣法 217 26

漁業災害補償法の一部を改正する法律

・・・漁獲共済及び特定養殖共済を統合し漁獲・特定養殖共済の創設すること、当該共済において2以上の漁業の種類を一括して対象とする共済契約の成立等を可能とすること、養殖共済において損害に係る養殖施設ごとの共済目的の数量が一定の数量以上である場合に共済金を支払うものとする特約を設けること等を定めた法律。

・閣法 217 27

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律

・・・一部の鳥獣の生息地の範囲の拡大等に起因する人の生命又は身体に対する危害を防止するため、危険鳥獣の銃器を使用した捕獲等に関する制度を創設することを定めた法律。

・閣法 217 30

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律

・・・刑事手続において取り扱う書類について電磁的記録としての作成等及び電子情報処理組織を使用する方法等による発受並びに対面で行われる手続について映像と音声の送受信により行うことに関する規定を整備し、犯罪収益の新たな没収の裁判の執行等の手続の整備、犯罪捜査のための通信傍受の対象事件の範囲の拡大等を定めた法律。

・閣法 217 35

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

・・・地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講ずることを定めた法律。

・閣法 217 40

児童福祉法等の一部を改正する法律

・・・地域限定保育士の資格の創設、小規模保育事業の対象の満3歳以上の児童への拡大、保育所等の職員等が行った児童への虐待についての通報に関する規定の整備、一時保護中の児童との面会制限等に関する児童相談所長の権限の強化、一時保護を適正に行うことができる者の登録制度の創設等を定めた法律。

・閣法 217 41

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律

・・・個人番号を利用することができる事務として酒類の製造免許に関する事務、司法書士等の国家資格に関する事務等を追加すること、これに伴う地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供等を行うことができる事務に関する規定の整備等を定めた法律。

・閣法 217 48

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律

・・・下請事業者その他の用語を中小受託事業者等に改めること、従業員数の大小による規制対象となる事業者の範囲の拡大、製造等の目的物の運送委託の規制対象取引への追加、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止、手形による代金支払の禁止等を定めた法律。

・閣法 217 57

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律

・・・労働者と同じ場所で働く労働者以外の者を含めた労働災害の防止、職場のメンタルヘルス対策及び高齢労働者の労働災害の防止のための取組の強化、民間機関を活用した産業機械の検査体制の見直し等を定めた法律。

・閣法 217 58

船員法等の一部を改正する法律

・・・海上労働の安全及び衛生を確保するための教育訓練の義務付け、地方公共団体による無料の船員職業紹介事業の創設、特定漁船に乗り組む船員の要件、船員手帳によらない履歴の証明に関する規定の整備等を定めた法律。

### 3. 5月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

東京弁護士会弁護士業務改革委員会 信託 PT/編著 ぎょうせい 5,390 円

民事信託 組成時の留意点と信託契約後の実務★

本橋総合法律事務所/編 新日本法規 4,620 円

Q&A と事例 相続における用途不明金をめぐる実務

酒井廣幸/著 新日本法規 5,500 円

損害賠償請求における不法行為の時効

小野裕樹／著 日本評論社 5,170 円  
被害者側弁護士のための交通賠償法実務

松尾拓也 中島礼子 土屋光邦／編著 中央経済社 7,040 円  
インセンティブ報酬の法務・税務・会計(第 2 版)株式報酬・業績連動型報酬の実務詳解

---

#### 4. 5 月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

---

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

菅原清暁／編著 民事法研究会 3,850 円  
水産業ビジネスの法律実務 Q&A

日本弁護士連合会子どもの権利委員会／編 明石書店 3,960 円  
子どもの虐待防止・法的実務マニュアル(第 8 版)

日本弁護士連合会 民事介入暴力対策委員会／編 ぎょうせい 3,630 円  
Q&A カスタマーハラスメント対策ハンドブック 平時の備えと有事の対応

南川 学／著 現代人文社 4,950 円  
刑事弁護読本 判例と文献で読み解く刑事裁判の現在地★

西本良輔／編著 奥田隆文 奥田亮輔 北 和尚 秋月良子 上田雅大 森田茉莉子 五十嵐充 島田里奈  
／著 中央経済社 5,060 円  
テーマ別 労働紛争 予防・解決の実務ポイント

大江弘之／編著 鈴木孝昭／編 第一法規 3,960 円  
弁護士のための医療法務 経営・労務・事業承継編

---

#### 5. 発刊書籍<解説>

---

##### 「民事信託 組成時の留意点と信託契約後の実務」

信託口座の開設、運用、不動産登記、受託者の義務と権利、受託者が作成すべき書面や税申告といった信託契約後の実務に加え、民事信託に関する紛争及び裁判例についても解説されており、実務において有用な書籍である。

「刑事弁護読本 判例と文献で読み解く刑事裁判の現在地」

司法研究や裁判官、検察官の論考を挙げて刑事法廷の実情が解説されており、起訴後の弁護活動を中心として弁護人としてどのように活動するべきかが解説されており、刑事弁護活動において参考となる書籍である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。